

# 『題林愚抄』の成立

—夏部の視点から—

三 村 晃 功

## 一 はじめに

類題和歌集『題林愚抄』については、『明題和歌全集』との比較、検討をとおして、すでに拙稿「和歌題林愚抄」から『明題和歌全集』へ——中世類題歌集の再検討——（『花園大学研究紀要』第十号、拙著『中世私撰集の研究』〈昭和六〇・五、和泉書院 所収。以後、前稿と呼ぶ〉）を発表し、その本文についても、井上宗雄氏の監修のもとに、楠橋開、田中登、赤瀬知子の三氏の協力を得て、寛永十四年（一六三七）の刊記を有する板本を、『新編国歌大観私撰集編Ⅱ』（第六卷、昭和六三、四、角川書店）に翻刻して、次のような解題を付しておいた。

題林愚抄は、室町時代中期成立の類題歌集。撰者は山科言緒といわれているが、不詳。底本として採用したのは、『寛永十四年丑四月吉旦』の刊記を有する板本であるが、この集の成立は、文安四年（一四四七）から文明二年（一四七〇）より以前と推定される。構成・内容は、一万余首を、二十六卷二六四五題に分類し、各歌題に、勅撰集・私撰集・私家集・定数歌・歌合などからの抄出歌を例歌として添えたものである。題詠のため

の手引書として編纂されたと推定されるが、古今時代から文安年間に至る収載歌のなかには、特に鎌倉中期から室町初期にかけて成立した現存しない定数歌や歌会歌を多数採録しており、資料的価値がたかい。なお、明題和歌全集や、為兼集、光俊集、為冬集などの私家集名を冠した私撰集は、題林愚抄からの抄出歌を基幹にして成立している歌集である。

したがって、『題林愚抄』についての基礎的考察は一応完了しているといえるのだが、しかし、この類題集の内容について検討しなければならぬ問題は、なお山積していると云わなければなるまい。このような次第で、本稿は、これまで放置していた課題の一つである『題林愚抄』の撰集資料の問題について、このたび、夏部に限って精査した結果得られた結論であるが、以下には、撰集資料の問題を中心にして、そのほかの問題も合せて報告し、大方の参考に供したいと思う。

## 二 撰集資料

さて、『題林愚抄』の夏部は、収載歌数千二百四十三首を、夏部上五百五十八首、夏部中三百四十五首、夏部下三百四十首に部類した比較的小規模な部立であるが、収載歌はいかなる出典資料から採録されているのであろうか。この問題を明らかにするために、『新編国歌大観』(第六卷)から、夏部下の「夕立」の歌題の例歌を勅撰集歌に限って引用すれば、次のごとくである。

- (1) 谷河のながれを見てもしられけり雲こす峰の夕立の空  
(続拾・寂蓮法師・二五九〇)
- (2) かきくもる程こそなければあま雲のよそに成行く夕立のそら  
(同・前関白左大臣〈実経〉・二五九一)
- (3) 夕立のはれ行く峰の雲まより入日涼しき露の玉ざさ  
(同・後鳥羽院・二五九二)

- (4) 日をさふるならのひろはになくせみの声よりはるる夕立の空 (玉・入道二品親王道助・二五九三)
- (5) 山たかみ梢にあらき風立ちて谷よりのほる夕立のそら (同・常盤井入道前太政大臣〈実氏〉・二五九四)
- (6) かきくらす空ともみえず夕立の過行く雲に入日さしつ (続千・後嵯峨院・二五九五)
- (7) ほどもなくはれつるかたにうつりきて日影にかかる夕立の雲 (同・祝部成久・二五九六)
- (8) なる神の音はそこもなかりけりくもれるかたや夕立の空 (新千・平氏村・二五九七)
- (9) おのづからかたへの雲やはれぬらん山のは遠き夕立のそら (新後拾・後深草院弁内侍・二五九八)
- (10) 夏山の木のはの色はそめねどもしぐれににたる夕立のそら (同・成茂・二五九九)
- (11) なる神のおとばかりかときくほどに山風はげし夕立のそら (前大納言為定・二六〇〇)
- (12) いなづまの光のまともいふばかりはやくぞはるる夕立の空 (前大納言公蔭・二六〇一)
- (13) 夕立のかつがはるる雲まより雨を分けてもさす日かげかな (前大納言為世・二六〇二)
- (14) 過ぎにけり軒の雫はこのれども雲におくれぬ夕立のあめ (已上同・後宇多院・二六〇三)
- すなわち、『題林愚抄』が収載する「夕立」の勅撰集歌は、(1)～(3)が続拾遺集歌、(4)・(5)が玉葉集歌、(6)・(7)が続千載集歌、(8)が新千載集歌、(9)～(14)が新後拾遺集歌のとおりであるが、ちなみに、これらの十四首の勅撰集における詞書と作者表記を掲げてみると、(1)は「おなじ心(夕立)を、寂蓮法師」(二〇四)、(2)は「(同)、前関白左大臣二条」(二〇五)、(3)は「(同)、後鳥羽院御製」(二〇六)、(4)は「宝治二年百首歌の中に夕立を、入道二品親王道助」(四一一)、(5)は「(同)、常盤井入道前太政大臣」(四一二)、(6)は「宝治百首歌めしける次に、夕立、後嵯峨院御製」(三三三三)、(7)は「夕立を、祝部成久」(三三三六)、(8)は「後醍醐院御時武者所に侍りけるに題をたまはりて歌つかうまつりける時、夕立、平氏村」(二二八九)、(9)は「宝治百首歌たてまつりける時、夕立、後深草院弁内侍」

- (二六〇)、(10)は「同」、祝部成茂「(二六一)、(11)は「延文二年百首歌たてまつりけるに、前大納言為定」(二六四)、(12)は「同」、前大納言公蔭「(二六五)、(13)は「嘉元百首歌たてまつりける時、前大納言為世」(二六六)、(14)は「同」、後宇多院「(二六七)のごとくである。そこでこの両者の異同をみると、(1)から(10)までは歌題・作者表記ともにほぼ異同は認められないが、(11)から(14)までの勅撰集歌の詞書には歌題表記がなく、この点から、これらの四首は『題林愚抄』の「夕立」の歌題の例歌には直接にはなりがたいと判断されよう。とはいえ、これらの四首はその原拠資料の『延文百首』と『嘉元百首』ではともに「夕立」の題を有しているので、『題林愚抄』の編者は、勅撰集の詞書には歌題表記はないけれども、自己の判断で、この四首を「夕立」の例歌として採録したのかもしれない。あるいは、『題林愚抄』の編者は、これらの詠歌を「夕立」の例歌としている類題集から抄出して、掲載したのかもしれない。要するに、(11)と(14)の詠はこのような問題提起をするのであるが、以下、この問題を考えてみたい。
- ところで、『題林愚抄』の夏部上の「待郭公」の例歌は七十八首を数えるが、後半の八首は次のとおりである。
- (15) つれなさやかかはらざるらん人ごに待つとのみきくほととぎすかな (新後拾・〈為親〉・一九三二)
- (16) 出でなばとたのめもおかぬ山のはの月にまたるる郭公かな (同・瑯子内親王・一九三三)
- (17) ことしまたなかずときかは時鳥身につれなさも恨みざらまし (同・二品〈承覚法親王〉・一九三三)
- (18) 我ならぬ人にもかくや時鳥さのみはつねのつれなかるらん (統千首・前右大臣〈公顕〉・一九三四)
- (19) たのめおく時とはなしに郭公ゆふべはわきて猶またるらん (同・伏見院・一九三五)
- (20) あだ人のいつの契にならひけんまたれてとはぬほととぎすかな (同・今出川院近衛・一九三六)
- (21) 忍びねをたれにしらせて郭公まれなる比にまたれそめけん

(22) ござききし比ぞ過ぎぬる時鳥ごとしは猶やつれなかるらん (同・法印源惠・一九三八)

ちなみに、(15)と(22)の勅撰集における詞書と作者表記を掲げてみると、(15)は「法印長舜すすめ侍りける八幡社歌に、侍従為親」(一七六)、(16)は「題しらず」、瑯子内親王」(一七九)、(17)は「おなじ心(郭公)を」、二品法親王承寛」(六六三)、(18)は「百首歌奉りし時、前右大臣」(二二二)、(19)は「題しらず」、伏見院御製」(二二八)、(20)は「題しらず、今出川院近衛」(二二七)、(21)は「弘長元年百首歌たてまつりし時、衣笠前内大臣」(二八六)、(22)は「おなじ心(郭公)を」、法印源意」(六六四)のとおりで、『題林愚抄』の歌題と異同したり、歌題表記をもたないのである。ところで、『題林愚抄』の「待郭公」の例歌うち、勅撰集からの採録歌は、(15)と(22)より前に、「金」  
 「続後撰」「続拾」「続千」「玉」「新千」「続後拾」「新拾」「新後拾」「新拾」「新後拾」「後続拾」「新古」「続古」「新後撰」「新千」のごとくアト・ランダムではあるが収録され、いずれも『題林愚抄』の歌題と符合する歌ばかりである。したがって、これらの詠歌は各勅撰集から直接採歌された可能性は高いとは言えようが、(15)と(22)の八首の場合はいかがであろうか。もちろん、この場合も『題林愚抄』の編者が自己の判断で、これらの八首を「待郭公」の例歌にした可能性がないことはなからう。しかし、『新後拾遺集』の(16)と(17)、(21)と(22)の各連続は、直接「新後拾遺集」から抄出するには各両歌の位置が離れすぎており、『題林愚抄』の編者が直接に「新後拾遺集」から採歌したと考えるよりも、これらの八首を「待郭公」の歌題のもとに収録している類題集から転載したと考慮するほうが蓋然性は高いのではあるまいか。

この推定をさらにより確実にするのが次の「暁聞郭公」の場合である。

(23) ほととぎす鳴きつるかたを詠むればただ有明の月ぞ残れる

(千・二二〇二)

(24) つれもなき別はしらじ時鳥なに有明の月になくらん (続拾暁郭公・徳大寺前太政大臣(へ美基)・二二〇三)

(25) 時鳥有明の月の入りがたに山のはいづるよはのはつこゑ

(続千・寂蓮・二一〇四)

(26) つれなさのたくひあらじと有明の月にしもなく時鳥かな (新拾文保百首・後西園寺入道〈実兼〉・二一〇五)

(27) 暁の思ひをそへて郭公などいひしらぬ空になくらん (同・安嘉門院大式・二一〇六)

ちなみに、この五首の勅撰集における詞書と作者表記を掲げると、(23)は「暁聞郭公といへるころをよみ侍りける、右のおほいまうちぎみ(兼実)」(一六一)、(24)は「暁郭公、徳大寺入道前太政大臣女(実兼女)」(五四五)、(25)は「暁聞郭公といへる心を、寂蓮法師」(二四〇)、(26)は「文保百首歌たてまつりける時、後西園寺入道前太政大臣(実兼)」(二二七)、(27)は「夏歌中に、安嘉門院大式」(二二二)のとおりで、「題林愚抄」の「暁聞郭公」の題と符合するのは(23)と(25)のみであり、残りの三首のうち、(26)と(27)は歌題を持たず、(24)は「暁郭公」の題で「題林愚抄」の題とは異なっている。そこでこの異同の問題を考えてみるに、これまた「題林愚抄」の編者の賢しらとも考慮されなくはなからうが、歌題をもたない(26)・(27)の二首と、この題の直前に「暁郭公」の項があるにもかかわらず「暁聞郭公」の題のもとに収録されている(24)の歌を、「題林愚抄」が「暁聞郭公」の例歌にしているのは、まさに(23)・(27)の歌を「暁聞郭公」の題のもとに一括して収録している類題集から転載したからではなからうか。なぜなら、(24)の異同はこのように考えるよりほかには説得力をもつ説明ができないからである。

ちなみに、「題林愚抄」の夏部下の「杜納涼」の例歌は、

(28) 夕すずみ身にしむばかり成りにけり秋のけ色の杜のした風 (続古・従二位成実・二七九九)

(29) よそまでは忍ぶのもりの木がくれにかよふか秋のかぜの涼しき (新統・権中納言成実・二八〇〇)

のとおりで、(28)は注記のとおり「続古今集」の藤原成実の詠だが、(29)は「新統古今集」の飛鳥井雅縁の詠である。この(29)の作者誤注も、「題林愚抄」の編者が各勅撰集から直接転記したのであれば、起こるはずはまずないであらう。

うに、それがこのような結果になっているのは、自己の記した<sup>(28)</sup>の作者そのものを、編者自身が誤記したと推定するよりは、「杜納涼」の題のもとに併記されて収録されていた類題集からの目移りによる誤注と憶測するほうが妥当なのではなからうか。

以上、「題林愚抄」の撰集資料について、勅撰集の視点から種々検討を加えた結果、「題林愚抄」は勅撰集から直接採録している場合と、類題集などを介して採録している場合の二通りの撰集源が想定されることが明白になったが、それでは、勅撰集以外の場合ほどのようであろうか。そこで私家集の場合を、藤原俊成の「長秋詠藻」を例に採って検討してみよう。

さて、「題林愚抄」の夏部には、十六首の「長秋詠藻」からの採録歌があり、このうち、十二首は、次の「樹陰卯花」と「両方聞郭公」の歌題の例歌である、

- (30) 身にしあればあはれとぞおもふてる日うすき岩影山に咲ける卯花  
(樹陰卯花・俊成・一七四四)
- (31) ほととぎすふたむら山を尋ぬればみねをへだてて鳴きわたるなり  
(両方聞郭公・俊成・二〇五〇)
- の歌が、「長秋詠藻」(書陵部藏 五〇一・一七二)の詞書においても、(30)は「樹陰卯花といふ心を」(二三四)と、(31)は「法住寺どのにて院の御供花のときの会に、両方聞郭公といふ事を」とあるのと符合するように一致をみるのであるが、次の「首夏」と「郭公」の題の
- (32) 夏くれば衣がへして山がつのうつぎがきねも白重なり  
(首夏・俊成・一六四七)
- (33) 郭公しばしはまたじかへりにし春の名残のわすれもぞする  
(同・同・一六四八)
- (34) 時鳥なきゆくかたにそへてやる心つくたびこゑを聞くらん  
(郭公・俊成・一八二五)
- (35) 五月こそなれるときなれ時鳥雲はるかにねこそなかるれ  
(同・同・一八二六)

の名二首の場合は事情が異なるようである。ちなみに、(32)・(35)の「長秋詠藻」における詞書をみるならば、この四首すべてに「夏歌十首」とあり、これらの歌は「久安百首」が原拠資料と知られる。この「題林愚抄」と「長秋詠藻」との間にみられる歌題の異同はどのように考えたらよからうか。この場合も、「題林愚抄」の編者が「長秋詠藻」から当該歌を採歌する際に、自己の判断で「首夏」と「郭公」の歌題下に配したとも考慮されなくはなからうが、それよりはやはり、「久安百首」の「夏歌」をそれぞれ「首夏」と「郭公」の題下に収録している類題集から転載したと考えるほうが説得力に富むのではなからうか。

次に、定数歌の場合はいかがであらうか。次に掲げるのは「題林愚抄」が「五月郭公」の題の例歌として「延文百首」と「嘉元百首」から採録している詠歌である。

- (36) 時鳥ぬまのあやめにひかれてや五月はねをもをしまざるらん (延文御百首・右大臣〈道嗣〉・二〇八〇)  
 (37) 袖の上の涙をかりて時鳥おのが五月の玉や「」 (嘉元御百首・定為・二〇八六)

この両歌の集付における歌題をみると、ともに「郭公」の題が付されていて、「題林愚抄」ではこの題の頭に「五月」の題が冠せられた結題になったにすぎない。しかし、「題林愚抄」にはすでに見てきたように、「郭公」の題は独立しているわけだから、もし「題林愚抄」の編者が両定数歌から直接採歌したとすれば、この両歌は「郭公」の題下に配されるはずであらう。それが別の「五月郭公」の例歌として収められているのは、「題林愚抄」の編者の賢しらかも知れないが、この場合も、この両歌を「五月郭公」として収録している類題集から転載したと考慮するほうが妥当ではなからうか。

ところで、「題林愚抄」の夏部上の「行路卯花」の例歌は、

- (38) 雪ならばわけつる跡も有りなまし道たどるまでさけるうの花

(亀山殿七百首・定家・一七五一)

(39) 山里の卯花がきの中つ道雪ふみわけし心ちこそすれ

(一七五二)

のとおりであるが、実は(39)は出典・作者ともに未詳の歌で、(38)は「亀山殿七百首」の惟宗光吉の詠である。この際、(39)の出典調査は今後の課題にするとして、「題林愚抄」はなぜ(38)の詠に「定家」なる作者注記をしているのであろうか。この問題を考えてみるに、「題林愚抄」の作者誤注の原因は出典の「亀山殿七百首」にあるように思われる。ちなみに、(38)の詠は出典の「亀山殿七百首」では「河卯花」の題を有する

(40) 山城のゐ手の玉川はるぐときしうつ波にさける卯の花

(侍従中納言)

の歌の直後に配列されており、(40)の作者は「侍従中納言」と表記されている。ここで憶測を逞しくしてこの誤注のなされた背景を推測すれば、「題林愚抄」の編者は、本来なら(38)の作者は「光吉」と記すはずであったのに、目移りによって、直前歌に付されていた「侍従中納言」の作者表記を、先入観か何かで不用意に「定家」のことだと誤認して、「定家」と注記したのではなからうか。もしこの憶測が当たっているならば、この場合は、「題林愚抄」の編者が原拠資料を参看しないではこのような誤注は生ずるはずがないので、「題林愚抄」の編者は直接原拠資料を参照した証拠になるであろう。

このように考えてくると、勅撰集以外の場合においても、「題林愚抄」が歌題の例歌を収載するに際しては、当該歌集から直接採録してくる場合と、すでに類題集となっているものなから採録してくる場合の二通りの採録方法があったと認められるのである。

これを要するに、「題林愚抄」の撰集資料としては、勅撰集・私家集・定数歌などの場合、直接当該歌集がそれに該当する場合と、類題集が想定される場合の二通りのケースが挙げられよう。その際、後者の場合、それでは「題林愚抄」の編者が参照した類題集の具体的名称は何かというと、その点については、残念ながら、目下のこと

る不詳としかいいようがなく、まことに心もたない次第であるが、この問題は今後の課題として追究していくとして、次に「題林愚抄」の具体的内容について、原拠資料と詠歌作者の視点から考察してみたいと思う。

### 三 内 容——原拠資料と詠歌作者

さて、「題林愚抄」の撰集資料については上記のとおりであるが、ここで撰集資料の問題を離れて、「題林愚抄」の収載歌の原拠資料はなにかという視点から「題林愚抄」の内容について検討してみよう。そこで「題林愚抄」の夏部の千二百四十三首の出典調査を試みたところ、出典・詠歌作者とも不詳の次の

(41) 桜色の衣にけさの袖ふれてなほうつりがに春やとめまし

(朝更衣・一六八五)

(42) 山里の卯花がきの中つ道雪ふみわけし心ちこそすれ

(行路卯花・一七五二)

の二首と、出典のみ不詳の十六首の都合十八首を除くと、次頁の(表1)のごとき結果を得ることができた。

この(表1)をみると、勅撰集では「玉葉集」「新後拾遺集」「新拾遺集」「新千載集」「千載集」「続古今集」「続拾遺集」「新古今集」「金葉集」の順で採歌され、後嵯峨院歌壇の「続古今集」から後円融院歌壇の「新後拾遺集」までの勅撰集からの入集が主要資料で、これに御子左家の藤原俊成、定家父子の撰進した勅撰集からの入集が続いている。また、定数歌では「宝治百首」「延文百首」「堀川百首」「龜山殿七百首」「永徳百首」「伏見殿三十首」の順で、「統後撰集」の応制百首である「宝治百首」からの入集が圧倒的多数をしめ、次いで「新千載集」の応制百首である「延文百首」、最初の組題百首で後の百首歌への影響も多大で題詠の模範と重んじられた「堀川百首」がこれにつき、後宇多院が二条為世ら二条派歌人と龜山殿で催した探題歌会「龜山殿七百首」からの入集がめだっている。また、歌合では藤原良経、同定家、同家隆らが新風を模索していた九条家

(表1) 「題林愚抄」夏部における原拠資料一覧表

歌集	歌数	歌集	歌数	歌集	歌数	歌集	歌数
宝治百首	一一四首	永徳百首	三八首	経房卿家歌合	一三首	伏見殿北野法楽	二首
玉葉集	七八首	伏見殿三十首	三〇首	千五百番歌合	九首	二条太閤会	二首
延文百首	七一首	新古今集	二八首	詞花集	八首	続草庵集	二首
新後拾遺集	六五首	金葉集	二七首	新後撰集	八首	遠近集	一首
堀川百首	六〇首	白川殿七百首	二六首	伏見院(殿)千首	六首	元徳元年内裏	一首
新拾遺集	五九首	藤葉集	一三首	宝治歌合	六首	詩歌合	一首
新千載集	五八首	嘉元百首	一三首	寛喜女御入内	四首	経信集	一首
龟山殿七百首	五六首	後拾遺集	一三首	屏風		正治二年七月十日	一首
続千載集	五二首	長秋詠藻	一三首	文安三年七月二十	四首	文安四年八月十一	一首
千載集	四七首	続後撰集	一一首	二日内裏御統歌		日内裏御統歌	
続古今集	四一首	新続古今集	二〇首	現存六帖	三首		
六百番歌合	四一首	弘安百首	一七首	新葉集	三首		
続拾遺集	三八首	新勅撰集	一六首	文保百首	三首		
続後拾遺集	三八首	風雅集	一三首	元享月五十首	二首		
				合計	一二三五首		

歌壇の頂点に立つ催しである「六百番歌合」、私撰集では小倉実数が鎌倉中期以降から当代の二条派歌人の詠で撰集した「藤葉集」からの入集がめだつ程度である。

「題林愚抄」の夏部の原拠資料の視点からはこの程度の傾向しか窺知できないが、それでは、以上のごとき原拠資料から「題林愚抄」に収載された歌の詠歌作者はいかなる歌人であろうか。次に掲げた(表2)は、「題林愚抄」に五百以上の入集をみる詠歌作者一覧表である。

(表2) 「題林愚抄」に五首以上収載される詠歌作者一覧表

詠歌作者	歌数	詠歌作者	歌数	詠歌作者	歌数	詠歌作者	歌数
俊成	三六首	道嗣	一首	公藤	七首	為經	五首
為世	二四首	為道	一首	有光	七首	為兼	五首
為氏	二二首	伏見院	一首	雅經	六首	雅教	五首
為家	二〇首	師時	一首	覚助法親王	六首	基良	五首
定家	一九首	実雄	一首	河内	六首	覚誓法親王	五首
家隆	一七首	光俊	一首	顯季	六首	基家	五首
為定	一六首	実兼	一首	藤原顯仲	六首	基忠	五首
為藤	一五首	為明	一首	師頼	六首	經信	五首
後醍醐院	一四首	家良	九首	宗尊親王	六首	經教	五首
為重	一四首	匡房	八首	深守法親王	六首	兼宗	五首
良經	一三首	肥後	八首	信実	六首	顯昭	五首
後宇多院	一三首	行家	八首	但馬	六首	資季	五首
為遠	一三首	贈従三位為子	八首	尊道法親王	六首	師繼	五首
公雄	一二首	冬平	八首	尊胤法親王	六首	実遠	五首
基俊	一一首	後鳥羽院	七首	定為	六首	俊平	五首
俊頼	一一首	慈円	七首	忠定	六首	少将内侍	五首
知家	一一首	順徳院	七首	隆親	六首	道助法親王	五首
実氏	一一首	有家	七首	弁内侍	六首	法守法親王	五首
実教	一一首	花園院	七首	不詳	六首	合計	六七五首

この(表2)に掲げた詠歌作者は「題林愚抄」の夏部の総歌数の五十四・三パーセントをしめるにすぎないが、詠歌作者についてのある程度の傾向は窺い得るように思われる。すなわち、中世歌人系譜で示すならば、藤原俊成、

同定家、同為家などの御子左家の歌人を筆頭に、二条為氏、同為世、同為道、同為定、同為藤、同為遠、同為明、同為重などの二条家の歌人がこれに続いている。次いで藤原家隆、同良経、同有家、後鳥羽院、慈円、飛鳥井雅経などの新古今歌人や、後嵯峨院時代の藤原知家、同光俊、同行家、同基家、衣笠家良、宗尊親王などの反御子左家の歌人、ならびに後嵯峨院、道助法親王、西園寺実氏、洞院実雄、但馬（藻壁門院）、藤家忠定、同隆親、同基良、同資季、弁内侍、甘露寺為経、少将内侍などの「宝治百首」の歌人、さらに堀河院時代の源俊頼、同師時、藤原基俊、大江匡房、肥後、河内、藤原顕季、同顕仲、源師頼などの「堀川百首」の歌人、また伏見院、西園寺実兼、花園院、正親町公藤、京極為兼などの京極派歌人などが主要歌人となっている。これを要するに、(表2) からは堀河院時代から鎌倉時代後期あたりまでの有名歌人がその主要歌人となっていると言えようが、しかし、(表1) の原拠資料一覧表によれば、詠歌作者はさらに室町時代中期ごろまでに及んでいるように思われる。したがって、参考までに『題林愚抄』に収載される四首以下の詠歌作者についても、以下に掲載しておこう。

〔四首収載歌人〕

従二位為子・為親・為道女・永縁・雅冬・紀伊・亀山院・顕輔・公実・公忠・光吉・行宗・国冬・西行・実房  
 ・寂蓮・俊光・俊成女・崇光院・白河院・土御門院・道濟・読人不知・隆祐

〔三首収載歌人〕

為教・為信・為冬・一条（昭慶門院）・家経・雅親・雅有・兼実・公賢・公清・行能・後二条院・実継・実定  
 ・宗秀・俊恵・進子内親王・仲綱・仲実・忠季・忠通・忠良・道家・頼阿・隆信・隆博・隆弁・良基

〔二首収載歌人〕

按察・為継・為顕・惟明親王・維貞・永福門院・下野・家房・覚性法親王・雅永・雅縁・雅光・雅孝・基氏・

季通・季雄・近衛(今出川院)・義詮・教長・教定・経頭・経繼・経親・慶融・兼行・兼綱・兼氏・賢俊・頭  
 実母・公経・公繼・公宗・公通・光厳院・行濟・行親・高遠・後醍醐院・後伏見院・国量・讚岐(二条院)・  
 氏村・師重・資名・実夏・実経・实行・守覚法親王・宗舜・俊定・俊忠・小弁・承覚法親王・重経・重保・性  
 助法親王・淨弁・帥(鷹司院)・崇徳院・新大納言(延政門院)・成久・成実・成仲・成茂・盛方・宣子・尊  
 氏・忠繼・忠守・長舜・道因・道平・道良女・範忠・有教・有仁・有忠・頼氏・頼実・頼政・頼輔・隆源・隆  
 房

## 〔一首収載歌人〕

安芸(郁芳門院)・為景・為実・為秀・為相・為敦・為平・為理・一条(徽安門院)・杲守・家教・家長・家  
 持・越前・円昭・嘉元・覚寛・桓守・雅家・雅具・雅言・雅成親王・雅忠・雅藤・雅頼・季広・季春・季能・  
 基任・熙時・義政・義満・御匣(式乾門院)・宮内卿・教雅・教実・堯孝・堯者・堯尋・堯仁法親王・具行・  
 具氏・具平親王・堀川(待賢門院)・経家・経久・経任・経房・景久・景綱・見仏・兼季・兼良・賢阿・顕家  
 ・顕綱・顕氏・源顕仲・顕隆・源惠・五節・公雅・公基・公教・公顕・公綱・公衡・公豪・公宗母・公相・公  
 任・公能・公敏・公明・光家・光行・光明院・江侍従・行朝・行能女・行輔・後光厳院・後深草院・国夏・国  
 信・好忠・高倉(八条院)・高倉院・伊家・伊勢大輔・斎時・最信・在良・氏久・師員・師兼・師賢・師氏・  
 師実・資賢・資盛・資通・資任・資連・持之・時光・時親・時藤・慈道法親王・式子内親王・式部(皇后宮)  
 ・実快・実基女・実興・実衡・実衡女・実伊・実秀・実重・実性・実俊・実任・実名・寂身・秀能・秀茂・宗  
 宣・俊言・俊綱・俊光女・俊親・重家・重賢・重之・重氏・小宰相(土御門院)・小侍従・小兵衛督(章義門  
 院)・少将(藻壁門院)・尚親・信家・信覚・新宰相・新少将(関白家)・親教・親行・親康・親宗・親盛・

親長・仁澄・崇明門院・正家・成広・成任・政村・政平・静仁親王・聖尊法親王・赤染衛門・節信・宣時・宣旨典侍・宣直・相模・泰時・達智門院・大式(安嘉門院)・大式三位・大輔(殷富門院)・中務命婦・仲正・忠家・忠基・忠兼・長種・長方・直義・通雅・通宗・通重・通相・通忠・定経・定嗣・定親・定通・貞重・冬基・道我・道経・道昭・道潤・道命・敦経・内実・能因・能宣・範永・敏仲・邦長・輔弘・茂成・右衛門佐(安嘉門院)・有盛・有房・瑒子内親王・頼家・頼基・頼綱・頼宗・頼重・隆淵・隆資・隆長・良経(行成男)・良兼・良信・良暹・良平・六条(前齋院)・和泉式部

以上の整理から、「題林愚抄」の夏部の詠歌作者は、古くは「拾遺集」初出の和泉式部あたりから、新しくは藤原定親、同公綱、烏丸資任・飛鳥井雅親、祝部成任・四辻季春、和氣茂成、庭田重賢、甘露寺親長などの室町時代中期の歌人あたりにまで及んでいることが知られよう。これを(表2)で得られた結果と合わせて総合すれば、「題林愚抄」の夏部の詠歌作者には、院政期ころから室町時代中期ごろまでの有名歌人がその主要作者となっている傾向が多少窺われるが、そのほかの勅撰歌人もほとんど入集している模様なので、概して、「題林愚抄」の夏部は上述の時代範囲のなかで、勅撰歌人をほぼ網羅的に収録していると言えるようか。

#### 四 性格——「明題和歌全集」と比較して

ところで、「題林愚抄」を「明題和歌全集」と比較、検討してみても、類題集であるにもかかわらず、「題林愚抄」が「名所」「釈教」「神祇」の歌題と例歌を一切有さないのは何故であろうか。この点については、すでに前稿で指摘済みであるが、通例の「二八明題集」「続五明題集」「明題和歌全集」などの類題集がいずれも上記の歌題と例歌を有しているのに対し、「題林愚抄」のみがそれを欠くというのは、逆に、この問題の検討から、「題林愚抄」の性

格が明白になるのではなからうか。

このような視点から、『題林愚抄』が欠落している「名所」「釈教」「神祇」にかかわる歌題と例歌を、参考までに『明題和歌全集』から、前後一首ずつ摘記すれば、次のとおりである。

〔名所〕 歌題・七十九題、例歌・百三十一首。

(43) 打よする波のこゑにてしるき哉吹上の浜の秋の初風 (名所・新古・祝部成仲・一〇五五二)

(44) ふせの海おきつ白波ありかよひ弥年のはにみつ、忍ばん (布勢海・〈新勅〉・中納言家持・一〇六八一)

〔釈教〕 歌題・二百九十九題、例歌・四百八十二首。

(45) わしの山昔の春は遠けれど御法の花は猶匂ひけり (釈教・続古・平時広・一一〇一〇)

(46) よしさらば我とはさ、じ蟹小舟満引塩のなみに任て (弥陀他力・新古・信生法師・一一四九二)

〔神祇〕 歌題・二十二題、例歌・六十三首。

(47) やはらぐる光にあまる影なれば五十鈴河原の秋のよの月 (神祇・同〈新古〉・慈円・一一四九二)

(48) 堤をば豊浦の宮につき初て世、をへぬれど水はもらさず (豊御食炊屋姫天皇・新勅・貞信公・一一五五四)

このように、『題林愚抄』は、『明題和歌全集』が有している「名所」の七十九題と百三十一首の例歌、「釈教」の二百九十九題と四百八十二首の例歌、「神祇」の二十二題と六十三首の例歌の、都合四百の歌題と六百七十六首の例歌を収載していないのだが、その理由は何故であろうか。この問題を解決するために、『明題和歌全集』に収載のこれらの歌題と例歌の典拠調査を試みてみると、意外なことに、これらの歌題と例歌はいずれも勅撰集に収録されるものばかりである。具体的に言えば、その勅撰集とは『古今集』から『統後拾遺集』までの十六代集である。となれば、直ちに想起されるのが『二八明題集』であるから、これらの歌題と例歌について、『二八明題集』と

『明題和歌全集』とを比較、検討してみると、予想したとおり、『二八明題集』が収載する、次の『続後拾遺集』の「不妄語戒」の権僧正聖尊の詠歌である、

(49) 津のくにのなにはのこともいつはりは後の世かけてあしとこそまきけ

(不妄語戒・続後拾遺・権僧正聖尊・六三九一)

の(49)の歌のみを『明題和歌全集』が収載しない以外は、すべて両類題集の間で一致をみ、和歌の配列までも符合しているのである。ということは、『題林愚抄』が収録していない「名所」「釈教」「神祇」の歌題と例歌を増補・補充した『明題和歌全集』の撰集源は、『二八明題集』であることを示唆しようが、この事実は、両集における類題集としての性格の違いを、同時に多少表しているとも言えるであろう。

ところで、『題林愚抄』が収録していない「名所」「釈教」「神祇」に関する和歌とはいかなる性格を有するのであるうか。まず、『名所和歌』については有吉保氏編『和歌文学辞典』(昭和五七・五、桜楓社)に、

屏風歌や障子歌などの流行に伴い、名所に対する関心が深まり、『枕草子』の地名類聚、公任の『四条大納言歌枕』(散佚)などを経て、『能因歌枕』のような名所集成も出現した。ほほ時を同じくして、長久二二〇二年祐子内親王家名所歌合が披露され、名所題歌合流行の先駆となる。平安末期から鎌倉期になると、最勝四天王院障子歌などのほか、建保三二(一一五一年)内裏名所百首といった名所題百首も現れ、『五代集歌枕』(範兼撰)『奥儀抄』『和歌初学抄』(以上清輔著)『八雲御抄』(順徳院著)などの本格的な研究書が著された。室町期には主として連歌師の手により大部な名所歌集が相次いで編纂され、契沖などの近世名所研究の礎石になった。

と、記述されているように要約されるが、とくに『題林愚抄』が成立した前後以降には、井上宗雄氏が「撰集の蓄積、作歌人口の増加によって名所に多くの説が生まれ、歌や連歌を作るにあたってその混乱を防ぐ為の整理として

著わされた」と言及されたように（『中世歌壇史の研究』南北朝期昭和四〇・一一、明治書院）、『詞枕名寄』（静嘉堂文庫）『名所和歌集』（同）『十四代集歌枕』（竜門文庫）『哥枕』（叡山文庫）『名所要哥集』（陽明文庫）『勅撰名所和歌要抄』（内閣文庫）『新撰歌枕名寄』（彰考館）『勅撰和歌名所抄出』『万葉名所部類』などの数多の名所歌集が成立している。ちなみに、中世から近世にかけて成立したおびただしい数の名所歌集については、井上氏「名所歌集（歌枕書）伝本書目稿」（『日本文学』第十六号、昭和四一・六）「同（補遺一）」（同第十九号、昭和四二・一）「同（補遺二）」（同第二十三号、昭和四五・三）が参考になる。

次に、「釈教歌」については、『日本古典文学大辞典 第三卷』（昭和五九・四、岩波書店）に、

平安時代中期に至って法文や教理を歌に詠むことが盛んになり、「法華経二十八品歌」や「維摩経十喻歌」が「公任集」「長能集」「赤染衛門集」などに見え、選子内親王の『発心和歌集』のようにすべて釈教歌から成る私家集も作られた。『後拾遺集』に至って卷二十一「雑六」の中に「神祇」と共に「釈教」の小部立が勅撰集では初めて設けられ、仏事や釈迦入滅の日の歌や法文・教理を詠んだ歌が収められ、『千載集』では卷十九の一巻すべてが「釈教歌」に当てられるようになる。（中略）『新古今集』の「釈教歌」は、観音の示現の歌、夢告の歌、高僧の歌なども見えるが、法文教理の歌が多数を占め、（中略）以後、十三代集のすべてに「釈教歌」の部立が設けられ、『万代和歌集』『夫木和歌抄』にも「釈教」の部が置かれている。さらに近世には、『釈教題林和歌集』『浄土真宗玉林和歌集』などの、釈教歌の選集も編まれている。〔小町谷照彦〕

と記述され、また、「神祇歌」についても、同辞典に、

神を讚美し祈願する歌はすでに『万葉集』から見られるが、部類的な意識の萌芽は『古今集』卷二十の「神遊びの歌」や『拾遺集』卷十の「神楽歌」に求められる。（中略）『後拾遺集』に至って卷二十一「雑六」の中に初

めて「神祇」の小部立が設けられ、託宣の歌、感応の歌、神事の歌、神社行幸参詣の歌などが収められ、(中略)「千載集」では卷二十のすべてを「神祇歌」にあて、(中略)「新古今集」では卷十九が「神祇歌」で、(中略)以後、十三代集のすべてに「神祇歌」が設けられている。(中略)神祇歌の部立は、勅撰集ばかりではなく、「続詞花和歌集」「万代和歌集」「未木和歌抄」のような私撰集、「散木奇歌集」のような私家集にも設けられ、歌合や定数歌の題にもしばしば用いられた。

〔小町谷照彦〕

と言及されているとおりである。これを要するに、「釈教歌」と「神祇歌」は、ともに『後拾遺集』から雑部のなかに小部立が設けられ、『千載集』に至って部立として独立し、以後、『新古今集』から十三代集のすべてに踏襲されていくように、元来は、歌集の部立についての分類上の呼称であったものが、次第に歌題的側面も有するようになった経緯が指摘される。

ここで「名所」「釈教」「神祇」の和歌に共通する側面を考えると、これらのいずれにも共通するのは、歌題という和歌を詠むうえでの素材(本意)としての性格よりもむしろ和歌を部類するうえでの部立としての性格に近い側面であって、この規範がこれらの和歌には本来的に存しているように判断されよう。したがって、「名所」「釈教」「神祇」なる歌題は本質的には存在しえないのが本来のありかたであると言えようから、『題林愚抄』がこれらの歌題と例歌を収録していない形態は、歌題に対する厳密な理解というよりも、歌題認識を本質的に押さえての撰集結果といえるわけで、ここには『題林愚抄』の編者の見識が反映しているように推測されよう。ちなみに、『明題和歌全集』が「名所」の題下に収録している例歌を、任意で二首引用してみると、

(49) 下草も争色のかはらん染ぬときはのもりの雫に (名所・新勅・寂身法師・一〇五五二)

(50) 布引の滝の白糸打はへてたれ山風にかけてほすらん (同・続後撰・後鳥羽院・一〇五五六)

のとおりで、原拠資料の詞書では、(49)は「名所歌よみ侍りけるに」、(50)は「名所歌めしけるついでに」と記されており、ここには「明題和歌全集」の編者が原拠資料の詞書にある詠作事情を説明した用語(ターム)を、いわゆる名所和歌の歌題である「神山」「朝日山」「鷺坂山」などと同列に扱って採録しているという、不用意で、安易な歌題認識の態度を認めることができるであろう。

一方、「明題和歌全集」の「釈教」の例歌を、任意で二首掲げてみると、

(51) 法の道跡踏かひはなけれ共我も八十年の春に逢ぬる

(釈教・統拾・光俊・一一〇一四)

(52) 鷺の山法の春社またれけれ心の花の色をたのみて

(同・新後撰・聖忠・一一〇二〇)

のごとくで、原拠資料の詞書では、(51)は「きさらぎのなかばのころ八十賀し侍りけるついでに、釈教の心を」、(52)は「釈教の心を」と述べられ、部立とは異なる仏教一般の歌題として使用されている背景が知られるが、「釈教」に対しては、「明題和歌全集」の編者も、この原拠資料の方法を踏襲して、「法華経二十八品」の法文や、「衆生無辺誓願度」「如秋八月霧微細清浄光」などの教理と同様の意識で対処している、という歌題認識の態度が窺知されよう。また、「明題和歌全集」から「神祇」の例歌を、任意で二首拾ってみると、

(53) 君をいのる心の色を人とはたすの森のあけの玉垣

(神祇・同〈新古〉・同〈慈円〉・一一四九三)

(54) 光をば玉ぐしのはにやはらげて神の国とも定てしがな

(同・統後撰・土御門院・一一四九五)

のとおりで、原拠資料の詞書には、(53)は「十首歌合の中に、神祇をよめる」、(54)は「神祇の心をよませ給うける」と記され、部立とは異なる神社・神の歌題として扱われており、「釈教」の場合とまったく同一の背景が知られるが、この点、「神祇」に対しても、「明題和歌全集」の編者には、原拠資料と同様の扱い方を踏襲して、「春日」「大宮」「天兒屋根尊」などの歌題と同様に対処している歌題認識の態度が指摘されよう。

しかし、『題林愚抄』の編者の場合、「夏部」のなかに、都立を意味する「夏」の歌題が存在していないように、本来、部立を意味する「釈教」「神祇」のチームに、歌題の側面も重複して機能させるといふ便法は、本質的に許容できなかったのではなからうか。換言すれば、『題林愚抄』の編者には、類題集にとって歌題の意味がいかに重要であるかの認識が相当強く働いていたのであって、その結果、このような厳密な意味での歌題配列になったのではなからうか。

このように見てくると、『題林愚抄』が「名所」「釈教」「神祇」の歌題と例歌を収載しないのは、「名所」の場合、「名所」なるチームが「吹上浜」「鷹尾山」などの固有名詞の歌題とは異なって、歌題の性格を有するよりは、部立の側面を多分に有するという判断によって、また、「釈教」「神祇」の場合、ともに歌題としての側面も有していないわけではないけれども、「名所」の場合と同様に、部立の性格としての側面のほうを重視しているという判断によって、それぞれ処置された結果と理解されるであらう。

ちなみに、『明題和歌全集』の「名所」「釈教」「神祇」の歌題と例歌が、いずれも『二八明題集』からの採録であることはすでに言及済みの事柄だが、これらの歌題と例歌を『題林愚抄』が収載していないのは、『題林愚抄』の編者には、厳密に言えば歌題としてはふさわしからぬ「名所」「釈教」「神祇」に、例歌まで付して既成の類題集からそのままそっくり借用して事を済ませるといふ、安易な編纂方法は採ることができなかったからであらう。その代わりといえば、語弊があるが、『題林愚抄』には『二八明題集』には存在しない「公事」の部が存するのである。

さて、「公事」とは元來、朝儀・典礼の謂で、和歌作品では、貞治五年（一三六六）十二月、二条良基邸で催された『公事五十番歌合』（『年中行事歌合』とも）が比較的早くに成立をみた作品であるが、この『公事五十番歌

合」と「永久百首」などの歌を中心に、公家の年中行事に従って、「四方拝」から「遣唐使餞」までの、九十九題二百五十四首を配列したのが「題林愚抄」の「公事」の部である。この「公事」の部の歌題を概観すると、意外なことに、「春日祭」「大原野祭」「平野祭」「松尾祭」「梅宮祭」「大神祭」「三枝祭」「賀茂祭」「神今食祭」「大祓」「北野祭」「吉田祭」「還立御神楽」「新嘗会」「大嘗会」「荷前」などの「神祇」にかかわる歌題や、「灌仏」「最勝講」「盂蘭盆」「釈尊」「放生会」「季御読経」「維摩会」「大乘会」などの「釈教」にかかわる歌題が散見するのである。このことは、年中行事にかかわる歌題のなかでの「釈教」「神祇」に関係する歌題である点、まことに有力な根拠にはなりがたいと言わねばなるまいが、「題林愚抄」が雑部のなかに「釈教」「神祇」の歌題と例歌を欠くことの消極的な理由の一つにはなるであろう。なお、「題林愚抄」が「公事」の部を有するからといって、「名所」の歌題を欠いていることの根拠にならないことは言うまでもないが、この点は、すでに言及したように、「題林愚抄」が成立した当時には、数多くの名所和歌、とりわけ類題名所和歌集とも称することのできる作品が陸続して出現しているので、「題林愚抄」の編者は、「名所」の歌題と例歌については、類題名所和歌集に任せただけではなからうか。ともあれ、「題林愚抄」の性格は、「名所」「釈教」「神祇」の歌題と例歌を欠いている問題から帰納されるように、編者の類題集に対する見識を編纂にかなり反映させた、「明題和歌全集」などの網羅主義的な類題集とは一脈違った、生真面目で、オーソドックスな本格派の類題集という側面に見出し得ると言えるのではなからうか。

## 五 成立時期と編纂目的など

それでは、このような性格を有する「題林愚抄」の成立時期はいつであろうか。この問題については、前稿にも言及したが、ここで再度考えてみたいと思う。まず、「題林愚抄」にこの問題に示唆を与える内部徴証を求めると、

次の

(55) まこも草末ばの露も五月雨にまさる水ののあやめ引くなり

(曳昌蒲・文安三七廿二内御統歌・資任卿・二三〇四)

(56) 五月雨の雲のあなたにまづ晴れてをやみまち出づる夕日影かな

(五月雨晴・同・定親卿・二三八四)

(57) 光あればよはの螢の思ひ草露のしげみにあらはれにけり

(叢端螢・同・雅親朝臣・二五一一)

(58) みそぎ河さよふけぬるか麻のはのよるせの波にかよふ秋風

(河夏祓・同・成任朝臣・二八五〇)

の(55)~(58)の四首に付された「文安三七廿二内御統歌」と、

(59) には鳥のかよひし池にとぶ螢うつれるかけもしたくぐるなり

(水上螢・文安<sup>(四八)</sup>〇十一内御統歌・公綱朝臣・二五一〇)

の(59)の詠に付された「文安<sup>(四八)</sup>〇十一内御統歌」(元禄五年板本は「文安四八十一内御統歌」と、

(60) つくばねのかげの田井にもあまるらしめぐみの露の茂きさなへに(早苗多・伏見院千首・季春・二二七七)

(61) 露はらふひまこそなければよもぎふの宿ふりまさる五月雨の比

(故宅五月雨・伏見殿千首・茂成朝臣・二三七四)

(62) 浪かくる松のしづえも朽ちぬべし日数つもりものうらの五月雨

(浦五月雨・同・重賢朝臣・二三七八)

(63) はし姫の身をうち河にとぶ螢消えぬ思ひや今ももゆらん

(橋姫・同・親長・二四七四)

(64) うら風に雲もさわぎてなる神のひびきのなだを過ぐる夕立

(夕立雲・同・雅親朝臣・二六三六)

(65) 夕すずみそのまま松のかげしめてしばしぞみつるみじか夜の月

(樹陰夏月・同・雅親朝臣・二七〇四)

の(60)~(65)の六首に付された「伏見殿(院)千首」の集付(出典注記)がある。このうち、「伏見殿(院)千首」の

成立時期については未詳だが（永享元年の『伏見殿千首』とは別種）、三角洋一氏「物語草子『宇治物語』の解説と翻刻」（『中世文学研究』第二号、昭和五一・七）の「あるいは文安1444～1449年間の催行でもあろうか」との推論に従うべきかと思われる。その理由は前稿に言及済みゆえ、前稿を参看願いたいだが、その点については、井上氏も『中世歌壇史の研究』室前期 改訂新版（昭和五九・六、明治書院）の「補説」で、「文安年間の催行とみてよいだろう。題林愚抄の作者名表記によつて、『雅親朝臣』（四位表記）とあるから、その叙三位の文安五年六月以前、『親長』（五位表記）とあるから、その従四位下となった文安五年正月以前である。早くて嘉吉年間、文安四年までの催行というのが穏当であろう」と言及されている。となると、『題林愚抄』の成立時期は、内部徴証からは、集付にある「文安四年八月十一日内裏御統歌」の文安四年（一四四七）八月十一以後となろう。

一方、『題林愚抄』の成立時期を示唆する外部徴証としては、これまた前稿に言及したが、その後それほどの進展を見ていないので、前稿の結論のみ摘記しておこう。まず『宣胤卿記』『実隆公記』『言継卿記』に『題林愚抄』に言及した記事がみえるが、もともと古い記事が指摘されるのは『宣胤卿記』の長享三年五月六日の条である。けれども、この記事の「題林愚抄物名部」の「物名部」は現存の『題林愚抄』には見出せないので疑問が残るが、同年八月三日の条の「題林愚抄賀部、仰宣秀可書進之由、女房奉書到来、御本御料紙賜之」の記事や、同年八月五日の条の「又題林愚抄公事部賜之、不集付名所々可尋注之由、直藜仰」の記事の「賀部」「公事部」は、現存板本『題林愚抄』に存在し、これらの部立は雑部以下に配列されているので、この時点で四季・恋部の書写も当然なされていたものと推察されよう。ところで、『実隆公記』の長享三年五月二十八日と、同年六月十六日の条には、各々、「於御前題林愚抄目錄依仰書之」、「於御前題林愚抄目錄書之」の記事を載せているので、この『実隆公記』の記事から、『題林愚抄』が少なくとも長享三年（一四八九）五月二十八日より以前には成立していたことは確実に

あろう。

次に「題林愚抄」の成立時期を示唆する外部徴証として、「題林愚抄」を撰集資料として成立している「為兼前集」「為季集」「光俊集」などの私撰集がある。このうち、「文安元年」の奥書記事を有する「為兼前集」と、「文安二年」のそれを有する「為季集」には、各々当該記事よりも以後に詠じられた詠歌を所収している事実から、その奥書記事には信頼がおかれないが、「光俊集」の「右此一冊者先哲詠吟以所光俊朝臣心用粗集之云々／文明庚寅年卯月上旬 西槐藤臣 判」の記事は、その内容と矛盾することはないので、「題林愚抄」の成立時期の下限を想定する基準になり得るであろう。

さらに、「題林愚抄」の成立時期を示唆する外部徴証として「権大僧都心敬集」（島原図書館松平文庫本）の奥書がある。すなわち、

此百首之趣以外之難儀歟、凡此上之難題ありがたく侍る歟、雖迷惑、旅宿、題林など依無所持、白地禪中慰計詠之、則可破捨也、依聊宿願之志侍、自廿五日始之、種々隙時分吟之、今日晦詠満訖、頓作左道く。

応仁元年八月卅日

法印心敬

のとおりだが、この「旅宿、題林など依無所持」の記事の「題林」は、佐藤恒雄氏も「心敬——和歌自注断章——」（『解釈と鑑賞』平成四・三）で述べておられるように、「題林愚抄」のことと認定してよかろうと思われるので、「題林愚抄」は応仁元年（一四六七）八月三十日にはすでに完成し、流布していたと認められよう。となると、「題林愚抄」の成立時期の下限は、「権大僧都心敬集」の奥書記事から、応仁元年八月三十日より以前と規定でき、この記事内容は、連歌師が難題の詠作手引書として「題林愚抄」を利用していたことを示唆する同時に、「題林愚抄」の成立時期を規定するもっとも古い外部徴証としても評価されるであろう。

以上から、「題林愚抄」の成立年時は、「題林愚抄」の集付にある文安四年八月十一日から、「権大僧都心敬集」の奥書記事にある応仁元年八月三十日までの間、大まかにいえば、室町中期ごろまでには成立していたと推定されるであろう。

ところが、井上氏は同氏前掲書の「補説」で「題林愚抄の上限が文安四―文明二年の間ということ、もつと締められないのであろうか」として、

勅撰集では新統古今集までが題林愚抄の典故になっている。そしてその成立の永享十一年六月の明徴があるのは、三村氏に指摘されている文安三年七月廿二日の四首、四年八月十一日の一首、文安年間催行かと思われる伏見殿千首の六首だが、これがすべて夏部（中下）に集中していることはいささか注意をひくのではなからうか。この内、その一首に依って題の立っているもの七、一題に例歌が二首のみで、二番目に位置するものは四で、つまり十一首が全て追補の可能性もなくはない。なぜ夏部のみに、という理由は説明できないが、総計一万六百二十一首中、文安頃の歌が十一首というのは少なすぎないか（中略）。とにかく題林愚抄は新統古今の完成した永享十一年六月以後、比較的近い時点で成立し、若干の追補が行われた、とみてよくないか。更に臆測を逞しくすれば、こういう老大な類題集は一朝一夕に出来るものでなく、（新後拾遺の成立後の）南北朝の終り頃から骨子が少しずつ出来た上に、また少しずつ増補されて行って、永享・嘉吉・文安という辺で今の形になったという推測も可能ではなからうか。

と言及された。この井上氏の「新統古今の完成した永享十一年六月以後、比較的近い時点で成立し」、「また少しずつ増補されて行って、永享・嘉吉・文安という辺で今の形になった」という推論は、正鶴を射た傾聴に値する推察と判断されようが、目下のところ、実証する資料を欠くので、「題林愚抄」の成立の下限は、筆者の推測した文安

四年から応仁元年の間と規定しておきたいと思う。

というのは、文安頃の十一首の詠歌作者である鳥丸資任・藤原定親・同公綱・飛鳥井雅親・祝部成任・四辻季春・和氣茂成・庭田重賢・甘露寺親長などの廷臣歌人と、『為季集』に収載される『文明十年九月二日歌合』からの抄出歌である「江月」の題で詠まれた、

- (66) 玉をしくひかりと見えてつの国の堀江の波に月やどる也 (九一五)
- (67) 御舟こぎし跡は昔の堀江とも猶玉敷てすめる月かけ (九一六)
- (68) 影やどるなごの入江の秋の浪よるはずざきに月ぞくだくる (九一七)
- (69) 打いで、誰か見ざらん曇なき田子の入江の浪の月かけ (九一八)
- (70) 松かぜの色うちそへて更る夜に猶住の江の波の上の月 (九一九)
- (71) うづもる、雪かと思れば住の江の松はさだかにはる、月かなの六首や、「紅葉」の題で詠まれた、 (九二〇)
- (72) をりかくる錦と見れど時雨のみしづはた山にそむる紅葉、 (九七二)
- (73) 枝かはす松もけぶりの立田山峰のもみぢの色やこがる、 (九七三)
- (74) このごろは時雨、雲のはてもなしいつを限りと染る紅葉ぞ (九七四)
- (75) ふかくわが心にそめし紅葉、を時雨のみとはなにおもひけん (九七五)
- (76) 見る人の心の花はもみぢばのふかき梢ぞうつりはてつ、 (九七六)
- (77) あだにをく露より色に出そめてもろかりけりな秋の紅葉、 (九七七)
- (78) 心なき岩木の山はいつのまに時雨をかけて紅葉しぬらん (九七八)

(79) 時雨ても松はつれなきをかのべにまじる紅葉や錦成らん

(80) 竜田山すぐる時雨のあと晴て紅葉の錦色ぞてりそふ (九八〇)

の九首や、「秋祝」の題で詠まれた、

(81) 君が代は猶長月の秋つすの外まであふぐ恵とぞ聞 (一〇〇七)

(82) 幾秋も老せぬきくの花の色を君が千年にたぐへてぞ見る (一〇〇八)

の二首の都合十七首の詠歌作者との間に共通性が認められるからである。すなわち、これらの十七首の作者を示すならば、(66)・(74)が後土御門院、(67)・(76)が姉小路基綱、(68)・(79)が藤原季経、(69)・(80)が白川忠富、(70)が四辻季春、(71)・(78)が甘露寺親長、(72)が権大納言典侍、(73)が甘露寺元長、(75)が勾当典侍、(77)が三条西実隆、(81)が三条公教、(82)が洞院公数女であつて、これらは先に指摘した十一人の歌人と同様に、後土御門院歌壇で活躍した廷臣および女房であるのである。ということとは、現在の形態の「題林愚抄」の成立には、案外、これらの後土御門院歌壇で活躍した廷臣歌人がかかわっていた可能性が示唆され、実際に、これらの廷臣歌人が文明前期に歌書の書写や編纂に係っていた事実は、「親長卿記」「宣胤卿記」「康富記」「実隆公記」などの室町期の記録類に散見する記述によって明白である。たとえば、歌書の書写に係る記事については枚挙にいとまがないほど多いので省略するとして、歌書の編纂に係る記事を指摘すると、「親長卿記」の文明四年(一四七二)八月二十三日の条の「仰云、数年御詠草分、四季恋雑可書集、有被遊合事之故也」の記述は、後土御門院が院自身の御製を、四季・恋・雑に部類・編纂するように親長に依頼した記事であり、また、「親長卿記」の文明八年(一四七六)三月十五日の「可被佳句部類、可書進集云々」の記事や、同年五月五日の条の「部類集事有評議、予(親長)、右衛門督(季春)、滋野井前宰相中将(教国)、実隆朝臣等也」の記事、同じく同年七月二十三日の条の「自午剋許有撰集七代集部類、先以何可被先哉、予申云、自

神祇部可被始行歟、勅許、今日有神并杜等部類、次花部類、參仕人々、伏見殿（邦高）、源大納言（雅行）、予、右衛門督、滋野井前宰相中将、正親町宰相中将（公兼）、実隆朝臣等也」の記事は、後土御門院が「後撰集」から「新古今集」までの七代集に見られる佳句を、歌題別に部類、編纂するように、親長ら七人の廷臣に命令を下した記事であり、また、『実隆公記』の同年十月四日の条の「今日名所部類山部周備、目錄書之（玉葉以來至新統古今、八代集以伊呂波為次第類聚之者也）」の記述は、『玉葉集』から「新統古今集」までの「八代集」による「勅撰名所部類」を、実隆が編纂した記事であることとくである。

このように、後土御門院歌壇で活躍した廷臣歌人が各種の歌書編纂に係っていたことは、応仁から文明初期に至る戦乱で貴重な文化財を焼失した貴族にとつて当然すぎるほどの営為であるが、ここで『題林愚抄』に関係する記述に言及してみると、それはすでに言及済みの記事であるが、『宣胤卿記』の長享三年八月五日の条の「又題林愚抄公事部賜之、不付集名所々可尋注之由、直蒙仰」なる記事である。この記事の「不付集名所々可尋注之由、直蒙仰」の箇所は、「集名を付けざる所々、之を尋ね注すべき由、直に仰せを蒙る」とあるので、宣胤が「題林愚抄」の公事部を書写した際に、記し忘れていた集付（出典注記）を、改めて注記するように、と後土御門院が注意を促したとも解されなくもないが、素直に読解すれば、宣胤が「題林愚抄」の公事部を書写したとき、すでに欠落していた集付に対して、後土御門院が宣胤に未知の集付を探索して注記するようにと命令を下した、と考慮するほうが正鵠を射ていると判断されるであろう。ということは、長享三年八月五日の時点でも、『題林愚抄』の増補が行なわれていた可能性が示唆され、この「宣胤卿記」の記事は貴重な資料的価値を有していると言えるであろう。

ところで、後土御門院の廷臣歌人の一人である飛鳥井雅親に「筆のまよひ」なる歌学書があるが、これは雅親が題詠の方法・歌病・本歌取り、故実などのほか、歌題についての解説を具体的に種々様々に施して、足利義尚に注

進したものである。一方、足利義政の執奏によって、それに先立つ寛正六年（一四六五）二月二十二日、後花園院から第二十二番目の勅撰集撰進の院宣が下り、撰者に雅親、開闔に堯憲、寄人に親長・為富・基綱等が決定し、勅撰集撰進の準備は徐々に進んでいたが、応仁の乱で雅親の和歌所が焼失し、第二十二番目の勅撰集は日の目を見ることなく、幻の勅撰集に終わった経緯については、周知の事柄であろう。しかし、後花園院や後土御門院に近侍していた雅親が歌題の解説を主要内容とした「筆のまよひ」を著わしたり、第二十二番目の勅撰集の撰者に命じられたりしている事実は、憶測を逞しくするならば、もしかしたら現在ある形態の『題林愚抄』の編者に雅親を想定しうる可能性もなしとしないであろう。

というのは、藤原長清の撰になる『夫木和歌抄』なる類題和歌集は、実は永仁元年（一二九三）、伏見天皇が勅撰集の撰集を企図した際、その撰者に加えられることを希望した冷泉為相が幕府や京極為兼に働きかける一方、弟子の長清に命じて撰集材料として作らせたのが、この『夫木抄』であったというように、その当時の和歌師範家の領袖の弟子が類題集の撰者であったり、また、時代はくだるが、江戸時代の成立になる『類題和歌集』は後水尾院の勅撰というが、実際は中院通茂らの廷臣歌人がその撰集作業に参加して成っているし、『新類題和歌集』は靈元院の勅命によって、烏丸光榮・三条西公福・水無瀬氏成・高松重季・武者小路実陰が撰進するように、上皇やその廷臣たちが類題集の撰進に関係しているからである。

したがって、ここで大胆な憶測を提示するならば、現在の形態の類題集『題林愚抄』の編者には、後花園院や後土御門院歌壇で活躍した飛鳥井雅親などの廷臣歌人が想定されるのではなからうか。

それでは、このようにして成立した『題林愚抄』の編纂目的は何であろうか。この点については、『題林愚抄』が類題集である点にその最大の意味が窺知され、すでに拙著『中世私撰集の研究』（昭和六〇・五、和泉書院）で

指摘した記事ではあるが、本居宣長の『あしわけ小舟』（『日本歌学大系』第七卷、昭和四七・八、風間書房）に、

（前略）近代の歌といふものは、ずいぶんによき歌とていかにとやらん風体のあしき処ありて、古の歌とは違ひたるものあり。たゞし古集のみ見ては、初心の人題詠のよみ方おぼつかなくて困ることあり。それには題林愚抄といふものがよきなり。（中略）初心のうちには證歌を見ざればよみがたきゆゑなり。

とある記事や、習古庵亨弁の『再治視聽筆削』（松野陽一氏「習古庵亨弁著作集」昭和五五・七、新典社）の

（前略）作例証歌を見んには、類題和歌集三十冊あり。貧学にて求めがたきには、明題和歌集もよし題林愚抄を見べし。

の記事や、河瀬普雄の『和歌拾題』（三原図書館蔵板本）の序文で、恵藤一雄が、

（前略）作例の哥あまた見侍らんには、明題・題林愚などをみるべし。

と述べている記事や、跡部良顕の『光海筆録』（京大付属図書館蔵）の享保九年の跋文の、

明題・題林愚抄・勅撰一字抄を見るべし。

の記事などが参考にならう。すなわち、これらの『題林愚抄』に言及している記述のなかで、いずれにも共通しているのは、「和歌拾題」に「作例の哥あまた見侍らんには、明題・題林愚などをみるべし」と、「再治視聽筆削」に「作例証歌を見んには、（中略）明題和歌集もよし題林愚抄を見べし」とあるように、「作例」と「証歌」を示すという点で、ここに『題林愚抄』の存在意義と役割が存すると規定できるであろう。ところで、「作例」「証歌」の定義については、拙稿「後水尾院撰『類題和歌集』の成立」（『光華女子大学研究紀要』第二十八集、平成二・一二）で触れたように、「作例」は「和歌を詠む際に参考となるべき歌語・和歌的措辞の手本・実例」と、「証歌」は「表現の先例・典拠として引証された歌」（『和歌大辞典』）と言つてよからうから、「題林愚抄」の本質は、所謂、類題集としての実用性にあることは言うまでもなからう。この類題集の役割はどの類題集にも共通して認められる性格で、『再治視聽

筆削」や「光海筆録」では、「題林愚抄」と「明題和歌全集」とを同種の類題集として同列に扱っているが、しかし、「あしわけ小舟」に、「初心のうちには證歌を見ざればよみがたきゆゑなり」と規定して、「古集のみ見ては、初心の人題詠のよみ方おぼつかなくて困ることあり。それには題林愚抄といふものがよきなり」と言及し、「題林愚抄」に、初心者が見習うべき「証歌」の集成書としての役割を担わせているのは、さすが本居宣長の見識であると認められよう。

ちなみに、「題林愚抄」と「明題和歌全集」の相違を、夏部に限って試みてみると、「明題和歌全集」は、「題林愚抄」が欠いている歌題と例歌について、歌題面では、「暁待郭公」「退夜待郭公」「杜間郭公」「岡郭公」「野郭公」「雨中郭公」「螢日乱飛秋已近」「夏夜涼」「夏涼月」「名越祓」の十歌題を、例歌では百十首を、それぞれ有している点で、多少規模が大きくなっている。ここで「題林愚抄」が欠く歌題と例歌のすべてを掲げるのは貴重な紙面をいたずらに費やすのみなので、「海辺時鳥」から「野郭公」までに限って、「明題和歌全集」から引用しておこう。

#### 八四 海辺時鳥

- (83) 二こゑときかずは出じ郭公いくよ明石のとまりなりとも (新古・按察使公通・二六九〇)
- (84) 今はまたねに顕ぬ時鳥波こそ浦の待とせしまに (続古・為家・二六九一)

#### 八五 里郭公

- (85) ふりにけるあすかの里の時鳥鳴ね計やかはらざるらん (続古・岡屋入道前太政大臣・二六九二)
- (86) 今は又信夫の里のしのぶにもあらぬ五月の郭公かな (新後撰・為氏・二六九三)
- (87) 此里にをりはへきなけ時鳥外にはおしむ初音成とも (玉・通重・二六九四)
- (88) いとはやも里馴にけり時鳥卯花垣にをちかへり鳴 (新千・法皇・二六九五)

(89) 幾里の夢を残して郭公かたらふこゑの遠ざかるらん (同・雅有・二六九六)

(90) 里わかずかたらひわたれ時鳥待らん人のおなじね覚に (同・前僧正・二六九七)

(91) 足引の山時鳥なれをまつ里をばかれずこと、ひやせぬ (藤・花園法皇・二六九八)

(92) わきて待我にかたらへ時鳥待らん里はあまた有とも (新後拾・公宗母・二六九九)

八六 杜間郭公

(93) 過にけりしのだの杜の時鳥絶ぬ雫を袖に残して (新古・保季・二七〇〇)

八七 原郭公

(94) み山をば今や出らん郭公すその、原の村雨のそら (白川殿・為教・二七〇一)

八八 岡郭公

(95) 待人をなどかたらはで時鳥独忍ぶの岡に鳴らん (新後撰・覚寛・二七〇二)

八九 野郭公

(96) 人よりも先きけとてや時鳥我しめしの、かたに鳴らん (続古・行家・二七〇三)

(97) 尋つるをの、しの原忍びねもあまり程ふる時鳥哉 (新後撰・花山院内大臣・二七〇四)

(98) 時鳥一こゑゆへにむさしの、野をなつかしみ過もやられず (続千・山科入道左大臣・二七〇五)

さて、この「明題和歌全集」が収載する歌題と例歌のうち、「題林愚抄」が有するのは、「海辺時鳥」の歌題と(84)の例歌、「里郭公」の歌題と(87)・(92)の例歌、「原郭公」の歌題と(94)の例歌だけであって、残りはすべて収録していないのである。この点に両類題集の相違点が如実に窺知されようが、「題林愚抄」では、何故に「杜間郭公」「岡郭公」「野郭公」の三題と、例歌八首が掲載されていないのだろうか。このうち、「題林愚抄」が「杜間郭公」の題と

例歌を、「里郭公」「原郭公」の間に配置されるのは不連続の感じを否めず、すでに「山暁時鳥」「山家暁郭公」「山家時鳥」「山路郭公」などの歌題と例歌を掲げているのであって省略したのであるが、そのほかの歌題と例歌の場合はその理由が不明である。そこで「題林愚抄」が掲載しないで「明題和歌全集」が掲げている、例歌百十首の  
 出典を調査してみると、

【後拾遺集】	五首	【金葉集】	一五首
【千載集】	一首	【新古今集】	四首
【新勅撰集】	五首	【続後撰集】	六首
【続古今集】	九首	【続拾遺集】	八首
【新後撰集】	一五首	【玉葉集】	七首
【続千載集】	一七首	【続後拾遺集】	八首

のごとくで、平安時代では、「金葉集」「千載集」が、鎌倉・南北朝時代では「続千載集」「新後撰集」「続古今集」が上位をしめていることが知られる。このうち、「金葉集」は珍奇な題材や自由奔放な措辞によって、「続古今集」は反御子左家の真観らの万葉集を本歌にしたり、新奇な表現を志向する詠みぶりによって、「新後撰集」は撰者の為世が二条家および大覚寺統系の歌人や、津守家の歌人を優遇して「津守集」「井蛙抄」と呼ばれたことなどによって、「続千載集」は「新後撰集と同じ撰者の事なれば、多くはかの集にかはらざるべし」(「増鏡」)の「増鏡」の作者のコメントが象徴するように、各々、当代的評価は概して低いのである。したがって、当面の「題林愚抄」が、「海辺時鳥」の例歌に(83)の新古今歌を掲げている理由は分明でないが、「里郭公」の例歌に(85)の続古今歌・(86)の新後撰歌を掲げている理由と、(95)の新後撰歌を例歌とする「岡郭公」の歌題と、(96)の続古今歌・(97)の新後撰歌

・(98)の続千載歌を例歌に掲げる「野郭公」の歌題が各々、「題林愚抄」に収載されていないのは、これらの例歌の  
 出典がそれほど高い評価を得ていなかったところに原因があるのではなからうか。ということは、「題林愚抄」の  
 編者が歌題に対してかなり本格的で、高い見識を有していたと推定した、「四 性格——明題和歌全集」と比較し  
 て——の筆者の見解が多少は確認されるであろうが、ここに示した理由が多分に憶測を混じえていることは否定で  
 きないであろう。

こういう次第で、ここに改めて「題林愚抄」の編纂目的に言及すれば、それは和歌を詠ずる際に参考となるべき  
 歌語や和歌的措辞の面で情報提供ができ、また、歌合の席などで表現の伝統性にのつとった、いわゆる表現の先例  
 ・典拠たりうる例歌の提示ができるような、質・量ともにほぼ完備した古典和歌の集成書を制作して、題詠の初心  
 者へ提供することであった、と規定できるのではなからうか。

## 六 おわりに

以上、「題林愚抄」の成立に関して、夏部のみに限定しての考察ではあったが、撰集資料、原拠資料と詠歌作者、  
 性格、成立時期と編纂目的などの視点からアプローチし、一応の結論を得ることができた。いま、それらの結論を  
 要約して摘記するならば、およそ次のごとくなろう。

- (1) 「題林愚抄」の撰集資料としては、勅撰集・私家集・定数歌の場合、二通りのケースが考えられ、その一  
 つは、直接当該歌集が撰集資料となっている場合、もう一つは、その名称を特定することはできないが、類  
 題集が撰集資料になっている場合である。

- (2) 「題林愚抄」の収載歌の原拠資料としては、勅撰集では後嵯峨院歌壇の「続古今集」から後円融院歌壇の

『新後拾遺集』までの勅撰集が主要資料であり、定数歌では『続後撰集』の応制百首である『宝治百首』が他を圧しており、歌合では九条家歌壇の催しである『六百番歌合』、私撰集では小倉実教の撰である『藤葉集』がその主なものである。

- (3) 『題林愚抄』の収載歌の詠歌作者としては、古くは『拾遺集』初出の和泉式部あたりから、新しくは飛鳥井雅親などの室町中期ごろの歌人だが、その主要なものは、院政期ころから室町中期ころの有名歌人である。
- (4) 『題林愚抄』の性格は、「名所」「釈教」「神祇」の歌題と例歌を欠落している視点からみて、類題集に対する編者の見解をかなり反映させた、本格派の類題集の側面に見出すことができよう。

- (5) 『題林愚抄』の成立時期は、現在の形態の場合、成立の下限は、文安四年から応仁元年の間と推定されよう。

- (6) 『題林愚抄』の編者については、現在のところ不詳であるが、憶測すれば、後花園院や後土御門院歌壇で活躍した飛鳥井雅親などの廷臣歌人を想定しえようか。

- (7) 『題林愚抄』の編纂目的は、和歌を詠む際に参考となるべき歌語や和歌的措辞の面で、情報提供ができ、かつ歌合の席などで表現の伝統性に即した、いわゆる表現の先例・典拠たりうる例歌の提示ができるような、質・量ともにほぼ完備した古典和歌の集成書を制作して、題詠の初心者に提供することであった。

なお、ここに示した結論は、『題林愚抄』の夏部だけに限った検討から帰納された性質のものであるので、今後、夏部以外の部立においても精緻な分析を積み重ねたうえで、検証されなければならないことは言うまでもない。しかし、それらの問題は今後の課題として、夏部のみではあるが、一応の結論を提出しえたいまは、摺筆するより方法はあるまい。